

# 教育委員会制度、こう変わる



(出典：文部科学省)

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい

- 教育委員会の審議が形骸化している

- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない

- 地域住民の民意が十分に反映されっていない

- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

これまでの  
教育委員会の  
課題

- 教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- 教育委員会の審議が形骸化している
- いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- 地域住民の民意が十分に反映されていない
- 地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

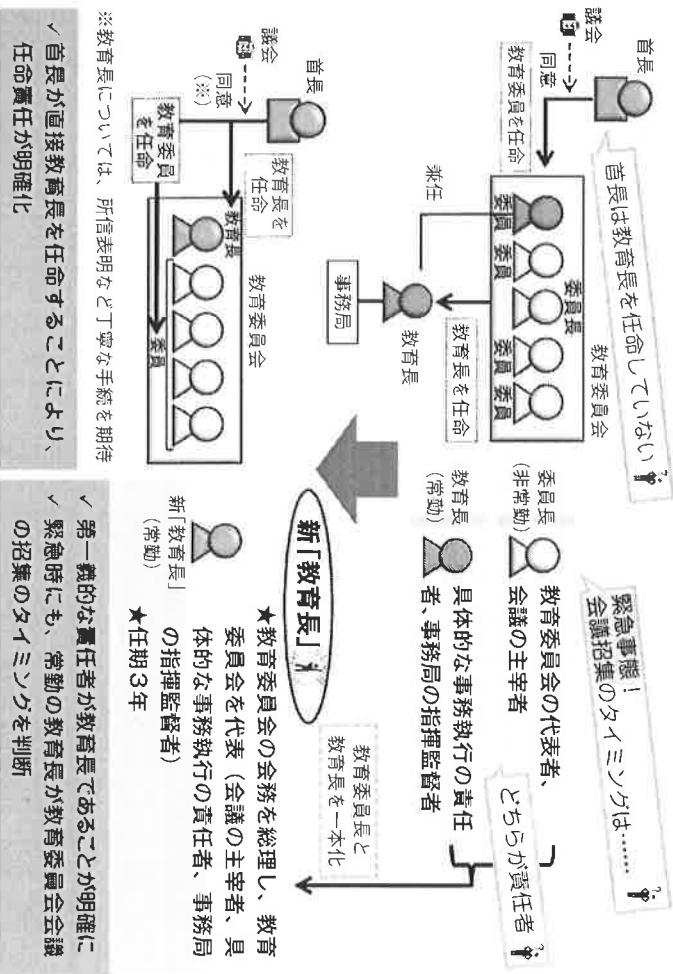
教育委員会  
の改革

- 教育行政における責任体制の明確化
- 教育委員会の審議の活性化
- 迅速な危機管理体制の構築
- 地域の民意を代表する首長との連携の強化
- いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることを明確化

- ◆教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆総合教育会議で、首長と協議・調整
- は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

POINT①  
教育長

**教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置**



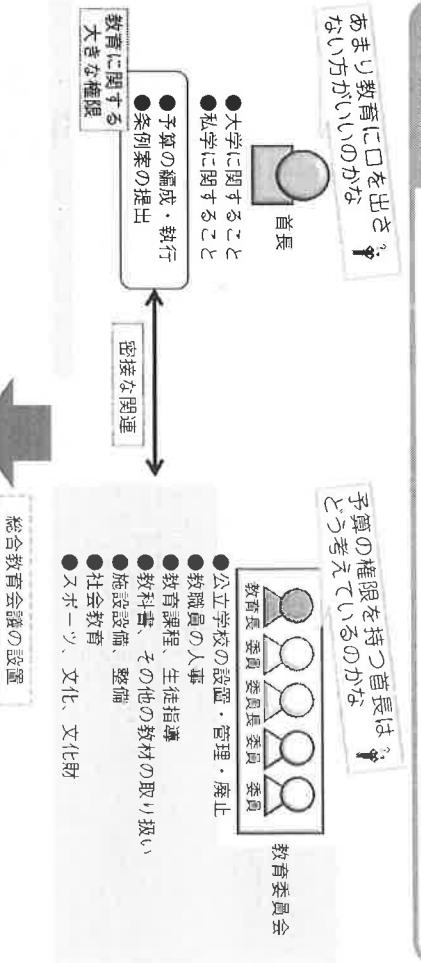
POINT②  
教育委員会

**教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化**



POINT③  
教育委員会

**すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置**



POINT④  
大綱

**教育に関する「大綱」を首長が策定**



- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
  - 教育委員の定数1／3以上からの会議の招集の請求
  - 教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
  - 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
- 教育委員会の審議の活性化

## 政治的中立性の確保

- ◆教育委員会は、引き続き、執行機関
- ◆総合教育会議で、首長と協議・調整
- は行うが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されている。

資料2